

北しりべし廃棄物処理広域連合監査委員条例

制 定 平成14年7月1日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する法第200条第2項及び法第202条の規定に基づき、監査委員について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 監査委員に事務局を置く。

(監査等の実施期日)

第3条 監査委員が定例的に行う監査及び検査の実施期日は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める時期において監査委員が定める日とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、別の時期に実施期日を定めることができる。

(1) 法第199条第4項の規定による監査 毎年2月

(2) 法第235条の2第1項の規定による検査 毎月25日からその末日までの期間

(監査等の実施の通知)

第4条 監査委員は、法第199条第2項若しくは第4項から第7項まで又は法第235条の2第1項若しくは第2項の規定による監査又は検査を行うときは、あらかじめ、その旨を当該監査又は検査の対象となる事務の関係者に通知するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行について必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。